

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	平成30年(才)第680号 平成30年(受)第838号
決定日	平成30年7月12日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	池 上 政 幸 小 池 裕 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	知的財産高等裁判所平成29年(ネ)第10089号(平成30年2月22日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年7月12日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 大 園 守 雄 

当事者目録

上告人兼申立人	パスロジ株式会社
同代表者代表取締役	小川 秀治
同訴訟代理人弁護士	笠原 基広 ほか
被上告人兼相手方	株式会社シー・エス・イー
同代表者代表取締役	小島 貴
同訴訟代理人弁護士	田中 伸一郎 ほか

これは正本である。

平成30年7月12日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 大園守雄

